

小口径水道メーター修繕（単価契約）に関する仕様書

- 1 修繕する小口径水道メーター(以下「メーター」という。)の発注予定個数及び形式は別表のとおりとする。(「口径」とは、接続する給水管の呼び径をいう。)
 なお、受注者は契約期間中、発注者である箕面市上下水道局(以下、「発注者」という。)の発注あるごとにその都度指定する数量を修繕し、期日までに発注者の指定する場所へ納品するものとする。
- 2 メーターは、計量法・計量法施行規則・特定計量器検定検査規則等の関係法令に規定する検査に合格したものでかつ日本工業規格及びその引用規格(最新版を引用)のメーターに関する諸事項に適合するものとする。
- 3 メーターは、表面処理等を行うことによって、平成 14 年厚生労働省令第 43 号に定める鉛浸出基準 0.01 mg/l 以下を検定期間内保持するものであること。
- 4 メーターは、上下のケースのみを使用し、内蔵するユニットはすべて交換するものとし、修繕を実施した業者の特定が可能なように商標又は業者名を指定部位に明記するものとする。また、指定する部位にメーターの有効期限を示すラベルを添付するとともに、指定番号を打刻しなければならない。指定番号については、当該年度の西暦 2 桁と連番 4 桁をハイフンで結んで表記するものとする。
- 5 納品するすべてのメーターには、1 台につきパッキン 2 枚を輪ゴムで付けるものとする。
- 6 修繕が不可能なメーターは、発注者に返却しなければならない。
- 7 受注者は、納品するすべてのメーターについて、発注者の職員又は「箕面市上下水道料金収納等業務委託」の受託業者の立ち会いのもとで、形式・寸法・指定番号・数量・ねじ規格等の検査を受け、検定合格証明書及び納品書とともに提出しなければならない。
- 8 前項に定める検査に不合格になったメーターについては、受注者の責任と負担において所定の期日までに交換しなければならない。
- 9 検定等に要する経費は、受注者の負担とする。
- 10 受注者は、発注者の検収を受けたときは、書面をもって代金の支払いを請求するものとする。
- 11 発注者は、前項の請求書を受理したときは、その日から 30 日以内に代金を支払わなければならない。
- 12 年間単価契約とする。
- 13 仕様

口径 【mm】	定格最大流量《Q3》 【m ³ /h】	計量範囲 《Q3/Q1(R)》	全長 【mm】	ねじ外径 【mm】	ねじ規格
13	2.5	100 以上	100	26.4	上水ねじ
20	4		190	33.2	
25	6.3		225	41.9	
30	10		230	47.8	
40	16～25		245	59.6	

- 14 色相
 - (1) メーター本体 無塗装(但し無着色透明の酸化防止処理をする事)
 - (2) メーター蓋 日本塗料工業会色番号：A72-40T〈青〉

- 15 検定証印又は基準適合証印は次のいずれかとする。
- (1) 計量法第 72 条第 1 項に規定する検定証印
 - (2) 計量法第 96 条第 1 項に規定する基準適合証印((3)によるものを除く)
 - (3) 指定製造事業者の指定等に関する省令第 8 条第 4 項に基づき認められた基準適合証印
〈シール〉(平成 13 年独立行政法人産業技術総合研究所公告第 30 号による)
- 16 納品・引取
- (1) 納品場所
箕面市上下水道局庁舎地下資材置き場
 - (2) 引取場所
箕面市上下水道局坊島受水場内資材置き場
 - (3) 納品方法
メーター番号順に整理して、プラスチック製収納箱に納めること。
 - (4) メーターの保護
メーターの両端部には、ねじの保護、塵埃その他の進入防止のため合成樹脂製のキャップ等を付けること。また運搬及び納入時は、取扱い及び防護について十分留意し、メーターの外観及び機能を損なわないような処置を講じること。
- 17 その他
- この仕様書に定めない事項については、発注者と受注者で協議の上決定する。

別表

口径 【mm】	形式	発注予定 【個】	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
13	接線流羽根車単乾式(直読式)	664	100	200	200	164	0
20	接線流羽根車複乾式(直読式)	2,846	400	700	700	700	346
25	接線流羽根車複乾式(直読式)	1,002	200	200	200	300	102
30	接線流羽根車複乾式(直読式)	43	10	10	10	13	0
40	乾式縦型軸流羽根車式(直読式)	52	10	10	10	10	12

※発注予定個数は概ねの予定個数であり、実際の発注個数とは異なる。

※納期は毎月 7 日ごろ